

細 則
会費および会員

- 1 一般会員の会費は、年額 3,000 円とし、毎年度末までに次年度の会費を支払うものとする。ただし、大学院生（研究生、研修生を含む）の会費は、年額 1,500 円とする。
- 2 学生会員の会費は、年額 1,500 円とし、毎年年度初めに当該年度の会費を納めるものとする。
- 3 災害などの特別な事情が生じた場合は、会費を返納することができる。
- 4 会費を滞納した会員は、会員としての権利を失うことがある。
- 5 本細則は、2020 年 2 月 12 日より適用する。